

6 苦勞の多い長崎奉行



鈴木 康子
SUZUKI Yasuko

花園大学文学部日本史学科教授

江戸時代初期の長崎は、海外諸国の人々や物資が入り乱れた状態であった。当時の地域経営の主体である長崎奉行は、この混乱状態にどのように対応していたのだろうか。対照的な性格である2人の奉行に着目し、その役割や苦勞を紹介する。

長崎奉行の設置とその役割

長崎奉行は江戸初期より存在したが、長崎奉行制度が確立するのは1640年代前後のことである。長崎奉行は老中直属の遠国奉行の一つであり、遠国奉行の中でも江戸から最も遠く、しかも重要な外国との貿易の場を任されていた。長崎奉行は二人制の時期が長く、この場合一人は江戸、もう一人は長崎に在勤となり、隔年で江戸と長崎を交代して職務を行っていた。長崎には奉行所が立山役所（現在の長崎歴史文化博物館周辺）と西役所（現在の県庁周辺）の二ヶ所にあるが、主体となるのは立山役所であった。

長崎奉行の職掌は長崎市中の統治はもとより、キリシタンの取締、長崎貿易やそれに携わる外国人商人の監視、さらには九州大名への監視なども含まれる。長崎は内外の人々が様々な思惑によって集まってくる場であったため、とかく風紀が悪くなる傾向があった。しかも外国貿易がなされている地でもあり、幕府が禁ずる華美な生活を送る者も少なくなかった。とりわけ江戸初期にはまだ自治的な意識も高かったため、その統治は容易ではなかった。貿易の仕組みも複雑であり、長崎自体の統治は実質的には長崎の町年寄（町政を司る町役人の筆頭）たちに委ねられていた。そのため、長崎奉行が江戸から長崎へやって来ても、貿易や町の支配の奥深くまで介入することは難しい状態にあった。

長崎の有力者にとって良い長崎奉行とは、長崎でも何となく、ただ町年寄たちの言いなりになってくれるような人物である。しかし、時代が進むにつれ長崎の混乱状態はひどくなるばかりで、1666（寛文6）年には長崎

奉行の稲生七郎右衛門正倫が不審な死を遂げるまでに至った。そこで、幕府は次の長崎奉行として河野権右衛門通定を任命したのである。

河野権右衛門の長崎奉行着任

河野は1666（寛文6）年に長崎奉行となり、1672（寛文12）年までその職に在任した。この河野と、その時の長崎の状況について『幕府時代の長崎』には、次のように記されている。

「河野は、その在任期間約7年間の施政において相当な業績をあげ、その人柄は謹厳方正であり、質素儉約を自らも実践していた。そしてそれまでであった長崎の悪習を排除し、長崎を改善させることに意を注いだ。その頃長崎の秩序は乱れているうえ外国貿易も盛んで、長崎の人々は奢侈な生活を送っており、節度がなかった。



写真1 奉行所の正面



写真2 横から望む奉行所の階段（2002年に実施された奉行所跡の発掘調査で、建物の部分として唯一出土した、長崎奉行所正面の階段部分）



写真3 正面から見る奉行所の階段

そのうえ外国人だけでなく、国内の諸国の人々も混在していたので風俗が著しく乱れていた。ところが、河野が長崎奉行としてこの地にやって来たとき、それまでざわついていた長崎の町の隅々まですっかり静まりかえってしまった」。

この記述により、当時の長崎の混乱状態が多少なりとも想像できるのではないかと思う。それと同時に、これまで経験したことのない立派な人物が長崎奉行として登場したことが、長崎の市民にとっていかに衝撃的なことであったのかが窺える。以下、河野が実施した政策や方針について、具体的に紹介していきたい。

外国人やキリシタン対策

河野が長崎奉行に着任した際には、すでにオランダ人は出島に隔離されていた。しかし、その出島への出入り制限が甘かったようである。河野は遊女以外の女性や僧侶などが出島に入らないことや、出島の周囲に海からも船で近づかないよう、出島の入口の橋の手前に出入り制限を記した高札を掲げた。これは幕末まで継続的に置かれた。そして長崎では、毎年正月には各町で踏み絵をして町人たちがキリシタンではないことを試した。これには、紙や板にキリスト像などの絵が描かれているものが使われたが、すぐ擦り切れてしまうので、河野はこれを真鍮で作らせた。これは現存しており、東京国立博物館に所蔵されている。

また、河野は外国人からの八朔礼を辞退した。八朔礼とは今で言う御中元の起源とされるもので、毎年8月1日に主人や知人に贈物をする古来の習慣である。河野は、八朔礼は日本の習慣であるので外国人から受け取る必要はないとした。もし受け取れば、彼らに何らかの恩恵



写真4 奉行所の座敷

を与えなくてはならなくなるとして拒否したのである。

非行少年たちへの処罰

河野は、少年たちが喧嘩をしたことに対して処罰を下したこともある。これがとてもユニークで、まず奉行所の白州で彼らを後ろ手に縄で縛って、解いたらわかるように結び目に封をした。そして、彼らをそれぞれ在住の町へ戻し、その町で一晩ずつ町人の家々に預からせ、30日程で解放した。これはかなり痛かったこともあり、またまっとうな町人たちと話す機会もあったせい、この罰を受けて人柄がよくなる者も多かったという。

抜荷事件の処断

1630年代の一連の鎖国令以来、日本人が海外へ出ることは禁じられていた。ところがその後も毎年、商人たちが朝鮮半島にまで行って武器などを輸出していたことが、1667（寛文7）年に発覚した。その処断をしたのが河野であった。これには多くの商人が関わって

